平成２４年（フ）第２５７号
愛媛県松山市東野１丁目８番41号　第一成田マンション203号
債務者　松本　美希
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６４号
愛媛県松山市富久町370番地２
債務者　玉井　芳治
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９４号
福岡県飯塚市川津433番地３　リバーサイドエルゼ旧105号室
債務者　田丸　　洋
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第９７号
福岡県嘉麻市鴨生802番地12
債務者　鶴田　　弘
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１５９号
佐賀市金立町大字金立2181―３、住民票上の住所佐賀市松原２丁目２番10号
債務者　犬走　幸美
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６２号
佐賀県神埼市神埼町西小津ヶ里631番地２
債務者　實松　麻衣（旧姓大園）
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2104番地５　キャトルセゾンⅡ―202
債務者　伊東知恵美
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
佐賀県佐賀市高木瀬東２丁目２番30号Ｂ202
債務者　鈴木　恵美
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
佐賀市大和町大字久池井953番地
債務者　益田　明美
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
佐賀県鳥栖市西新町1428番地562　シティ西新Ｃ103、前住所福岡県久留米市城島町楢津784番地20
債務者　伊藤　信二
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８８号
佐賀県神埼市千代田町下西662番地14
債務者　佐々木三雄
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８９号
佐賀県神埼市千代田町下西662番地14
債務者　佐々木信一
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
佐賀県佐賀市本庄町本庄187―７ハイツグリーンヒロＢ―206、住民票上の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田丁2430番地
債務者　宮﨑　良二
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９６号
佐賀県佐賀市開成１丁目６番107―13号
債務者　鶴　　憲孝
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
佐賀県佐賀市多布施２丁目14番43号
債務者　吉冨真利子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０２号
佐賀市西田代１丁目５番３号
債務者　江上　恭子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
佐賀県鳥栖市西田町32番地１　広重コーポＢ201
債務者　皆本　隆助
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係